

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 埼玉県深谷市長在家198番地

氏 名 永田紙業株式会社

代表取締役 永田耕太郎

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

群馬県知事

山本 一太



許可の年 月 日

令和 7年12月 8日

許可の有効期限

令和12年12月 7日

1 事業の範囲

(1) 事業の区分

収集、運搬（積替え保管を除く。）

(2) 産業廃棄物の種類

収集、運搬（積替え保管を除く。）

①廃油・揮発油等、②廃酸・腐食性、③廃アルカリ・腐食性、④特）汚泥、⑤特）
廃油、⑥特）廃酸、⑦特）廃アルカリ（以上7種類）

※④、⑤、⑥及び⑦に含まれる有害物質は許可証別紙1のとおりとする。

2 許可の条件

なし

3 許可の更新、変更の状況

平成17年12月 8日	新規許可
平成21年 6月 1日	変更許可
平成22年12月 8日	更新許可
平成27年12月 8日	更新許可
令和 2年12月 8日	更新許可
令和 7年12月 8日	更新許可

4 積替え許可の有無

有・☒ 無

5 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無

☒ 有・無

特定有害産業廃棄物の種類

特定有害産業廃棄物で下表の有害物質を含むもの。

- ・表中の「◎」は「積み替え保管を含む。」で扱うことができるもの。
- ・表中の「○」は「積み替え保管を除く。」で扱うことができるもの。
- ・表中の「－」は扱うことができないもの。

廃棄物名 有害物質	特) 燃え 殻	特) 汚泥	特) 廃油	特) 廃酸	特) 廃アルカリ	特) 鉱さい	特) ばいじん	特) 13号廃棄物
アルキル水銀化合物	－	－	－	－	－	－	－	－
アルキル水銀化合物(環境省令で定める水銀回収を義務付けるものを除く。)	－	－	－	－	－	－	－	－
水銀又はその化合物	－	－	－	－	－	－	－	－
水銀又はその化合物(環境省令で定める水銀回収を義務付けるものを除く。)	－	－	－	－	－	－	－	－
カドミウム又はその化合物	－	○	－	○	○	－	－	－
鉛又はその化合物	－	－	－	－	－	－	－	－
有機燐化合物	－	－	－	－	－	－	－	－
六価クロム化合物	－	－	－	－	－	－	－	－
砒素又はその化合物	－	－	－	－	－	－	－	－
シアン化合物	－	－	－	－	－	－	－	－
PCB	－	－	－	－	－	－	－	－
トリクロロエチレン	－	○	○	○	○	－	－	－
テトラクロロエチレン	－	○	○	○	○	－	－	－
ジクロロメタン	－	○	○	○	○	－	－	－
四塩化炭素	－	－	－	－	－	－	－	－
1,2-ジクロロエタン	－	－	－	－	－	－	－	－
1,1-ジクロロエチレン	－	－	○	○	○	－	－	－
シス-1,2-ジクロロエチレン	－	－	○	○	○	－	－	－
1,1,1-トリクロロエタン	－	－	○	○	○	－	－	－
1,1,2-トリクロロエタン	－	－	－	－	－	－	－	－
1,3-ジクロロプロペン	－	－	－	－	－	－	－	－
チウラム	－	－	－	－	－	－	－	－
シマジン	－	－	－	－	－	－	－	－
チオベンカルブ	－	－	－	－	－	－	－	－
ベンゼン	－	－	－	－	－	－	－	－
セレン又はその化合物	－	－	－	－	－	－	－	－
1,4-ジオキサン	－	－	－	－	－	－	－	－
ダイオキシン類	－	－	－	－	－	－	－	－

